

令和5年2月上旬に医療費のお知らせを郵送

医療費について関心を深めていただくことを目的に、受診された医療機関等の名称や医療費の金額等のお知らせを、被扶養者を含む加入者の皆様に令和5年2月上旬に、ご自宅宛てにお送りいたします。

医療保険者（健康保険組合等）で発行している医療費通知（医療費のお知らせ）は、医療費控除の証拠書類として使用できますのでご活用ください。

◎発行対象期間・・・令和3年12月～令和4年11月診療分（12カ月分）

※令和4年12月診療分は、令和5年2月上旬に健康保険組合に到着するため、入力作業などからこのお知らせに間に合いません。令和4年12月診療分は、領収書にて医療費控除申告の対応をお願いします。

◎通知内容・・・診療年月、診療区分、総医療費、健康保険組合の支払額、皆様の窓口支払額および受診医療機関名が記載されています。

受診の心当たりがない内容や、医療費が支払った自己負担と比べ高すぎ
るなど、ご不審な点がございましたら、当健康保険組合にご連絡ください。

●医療費控除申告等について

※健康保険組合が発行する医療費通知（医療費のお知らせ）を添付して、医療費控除の明細書の「医療費通知に関する事項」欄に記入すれば、医療費控除の明細書の「医療費の明細」欄の記入は、省略できます。

ただし、保険診療外の医療費、市販薬購入費及び交通費（タクシー代）等は、医療費通知に記載されておきませんので、領収書に基づき作成した明細書を医療費控除申告書に添付することとなります。

※柔整師等の療養費は、当健康保険組合のシステムが対応できないため、「診療を受けた医療機関名」の欄が空白となっています。つきましては、領収書に基づいて「医療費のお知らせ」の原本に、領収書に記載されている施術者名又は団体等の名称を補完記入すれば、医療費控除申告の有効な証拠となります。

※「医療費のお知らせ」の令和4年12月診療分を含めたもの等の発行を希望する場合は、「健康保険医療費のお知らせ発行申請書」に必要事項を記載して、申請ください。

FAXNo. 045-225-9237

Email : info@raiznext-kenpo.or.jp